

平成 29 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 パ イ プ ド H D 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 谷 宣 昭
(コード番号 3919)
問 合 せ 先 取 締 役 大 屋 重 幸
(TEL 03-6744-8039)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 16 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の常勤取締役 3 名に対し、下記のとおり第 4 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の常勤取締役 3 名に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

また、当社は本日の取締役会において、当社代表取締役社長である佐谷宣昭を委託者とした時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）を導入し、本インセンティブプランのために本新株予約権と同一の業績目標を設定した第 3 回新株予約権の発行に関する決議を行っております。本インセンティブプランは、当社グループ（当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社をいいます。以下同じ。）における役職員等（取締役、監査役及び従業員、並びに外部協力者をいいます。以下同じ。）のうち、本新株予約権の交付を受ける当社の常勤取締役 3 名を除く者を対象として付与されます。これは、本インセンティブプランの性質上受益者となりえない委託者に加え、本インセンティブプランにおいて本新株予約権の配分を最終的に決定する当社取締役会において強い影響力を有する常勤取締役についても、本インセンティブプランの対象外となることにより本インセンティブプランの公平性を担保することが望ましいと考えたこと、及び、当社の常勤取締役 3 名に対しては、第 4 回新株予約権を直接対価を支払って引き受けさせることで、強い業績及び企業価値に対するコミットメントを示す

べきと判断したことによるものであります。

当社は、本新株予約権と本インセンティブプランによる第3回新株予約権を併せて導入することで、当社グループ各社の役職員等の貢献をより客観的かつ公平に評価できる制度として活用し、また当社グループのすべての役職員等の一層の活躍と貢献を促すことで、さらなる企業価値・株主価値の増大を果たすことを期待しております。なお、当該スキームの詳細につきましては、本日公表の「第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の1.98%に相当します。また、上述の第3回新株予約権と合算した場合には、発行済株式総数の6.92%に相当します。しかしながら、本新株予約権には、後述「Ⅱ. 新株予約権の発行要項」の3(6)に記載される通り、当社の連結経常利益に関する3段階(14億円、17億円、20億)の業績目標が定められております。これらの目標は、平成29年3月31日に公表しております「中期経営計画2020」の見通しとして掲げている平成32年2月期の営業利益17億円を見据えつつ、本新株予約権の全てを行使するためにはさらに意欲的な目標である経常利益20億円を達成しなければならないこととすることで、当社の持分法適用会社を含む当社連結グループの全役職員等の業績達成意欲をより一層向上させ、中長期的かつ着実に当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることを期待するものであります。このため、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

Ⅱ. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

1,600個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式160,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、500円とする。

当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに本新株予約権の評価を依頼し、当該評価機関の評価結果と同額に決定したものである。なお、当該評価機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日(平成29年5月15日)の東京証券取引所における当社株価終値1,049円/株、株価変動性(ボラティリティ)67.58%、配当利回り2.00%、無リスク利子率-0.108%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額1,049円/株、満期までの期間4.988年、業績条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施している。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,049円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成32年6月1日から平成34年5月31日までとする。

（4）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（5）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（6）新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成30年2月期乃至平成32年2月期のいずれかの事業年度において、経常利益が次の各号に掲げる条件を充たしている場合に、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各受益者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - (a) 1,400百万円を超過した場合：割当てを受けた本新株予約権の25%
 - (b) 1,700百万円を超過した場合：割当てを受けた本新株予約権の50%
 - (c) 2,000百万円を超過した場合：割当てを受けた本新株予約権の100%
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成 29 年 6 月 6 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3.（3）に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3.（4）に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成29年6月6日

以上